平成２３年（フ）第１０５号
福岡県直方市大字植木265番地８
債務者　田中　敏晴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所直方支部
平成２３年（フ）第２１０号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁469番地15
債務者　野口恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２３年（フ）第５６６号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目59番18―501号
債務者　泉　　亮子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２３年（フ）第５９３号
鹿児島県鹿児島市中央町５番地15メゾン・ドゥ・片平603号
債務者　野口　真二
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２３年（フ）第６０７号
鹿児島県鹿児島市坂元町856番地１
債務者　村山　京子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２３年（フ）第６１１号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目29番地14
債務者　大久保　哲
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２３年（フ）第１３９号
鹿児島県霧島市隼人町真孝1357番地２
債務者　大坪　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２３年（フ）第１４３号
鹿児島県姶良市加治木町小山田1547番地10
債務者　池田　智美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２３年（フ）第１４５号
鹿児島県姶良市加治木町反土1558番地１　東蔵王住宅２棟302号
債務者　手嶋　節子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２３年（フ）第１４９号
鹿児島県霧島市国分野口西29番18号サンハイツ千鶴201
債務者　中川　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２３年（フ）第６８号
鹿児島県指宿市新西方726番地
債務者　成田　早生
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部
平成２３年（フ）第７０号
鹿児島県南九州市川辺町田部田2966番地
債務者　東　　俊郎
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部
平成２３年（フ）第４４６号
山梨県笛吹市石和町唐柏627番地10
債務者　野田　聖世
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４６６号
山梨県甲府市千塚４丁目８番23号　花形住宅
債務者　清水　栄子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４７０号
山梨県山梨市上石森997番地の６　ツルタハイツ102号
債務者　日原　　仁
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第７５号
山梨県上野原市秋山8673番地
債務者　安留　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係
平成２３年（フ）第７６号
山梨県上野原市秋山8673番地
債務者　安留　和子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係
平成２３年（フ）第３１１号
長野県松本市大字里山辺1566番地２　清竹荘１階１号室
債務者　森本　幸男
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
長野地方裁判所松本支部